

公益社団法人 松阪青年会議所

役員選任の方法に関する規程

第1節 総 則

第1章

(総 則)

第1条 定款第17条に定める役員選任の手続きはこの規程の定めるところによる。

(役員選任管理委員会)

第2条 次年度役員を選任に関する事務を管理するため役員選任管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

第2章 役員選任管理委員会

(定 員)

第3条 管理委員会の定員は3名として毎年6月末日迄に理事会の承認を得て理事長が公益社団法人松阪青年会議所正会員の中から指名する。役員選任管理委員は6月定時理事会に於いて承認を得なければならない。

(管理委員長)

第4条 役員選任管理委員は互選により1名の委員長を定める。委員長は管理委員会の会務を総理し管理委員会を代表して理事会に出席し選任事務に関して発言する事が出来る。

(報 告)

第5条 管理委員会は選任事務処理が完了したときは理事長に報告書を提出しなければならない。

第3章 告 示

(告 示)

第6条 次年度理事長候補者の選任に関する告示はすべて役員選任管理委員長の名をもって文書により全会員に通知する。7月10日より立候補の受付を行うので選挙の告示はすみやかに行わなければならない。なお、告示内容は以下のとおりとする。

(1) 被選挙権者の資格

- (2) 立候補の受付期間
- (3) 提出書類の種類
- (4) 選挙管理委員会事務所の場所
- (5) 投票日、投票場所及び開票について
- (6) 当選人の確定について
- (7) 選挙人名簿の閲覧について
- (8) 推薦者について

第4章 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第7条 本会議所の正会員であってその年の1月1日から選挙人名簿確定日迄引続き正会員たる資格を有する者は各自理事長選挙権と選任理事候補者選挙権を1個ずつ有する。

(被選挙権)

第8条 本会議所会員のうち本会議所の理事もしくは監事の就任2回以上の者は理事長の被選挙権を有する。

第5章 理事長候補者

(推薦)

第9条 被選挙権者が理事長に立候補する場合は、選挙権を有する5名以上の正会員の推薦を必要とする。この候補者の氏名は毎年7月10日午前9時より同月15日正午迄に役員選任管理委員会に届出なければならない。尚15日が休日の場合その翌日迄とする。推薦は1名についてのみ行うことが出来る。但し役員選任管理委員は推薦者となる事は出来ない。

(所信表明)

第10条 理事長に立候補する者は、第9条に定める期日中において青年会議所活動に関する所信表明書を併せて提出しなければならない。

(届出)

第11条 第9条に掲げる期限までに理事長の立候補者の届出がない時は理事会が1名の候補者を7月25日迄に推薦するものとする。その場合候補者は前条に準じ所信表明書を提出しなければならない。7月15日正午以後すみやかに立候補受付の結果を告示すること。

- (1) 立候補者名及び立候補者の有無
- (2) 所信表明文

(立候補者の告示)

第12条 管理委員会は審査の結果、立候補者の資格が正しければ直ちにその旨を全会員に告

示しなければならない。

第6章 投票及び開票

(投票)

第13条 理事長の立候補者が2名以上である時は投票を行う。投票は毎年8月臨時総会の場において選挙権を有する正会員が無記名で管理委員会所定の用紙に1名の候補者の氏名を自筆したうえこれを投票箱へ入れて行うものとする。

(委任)

第14条 正会員は他の正会員の委任を受けて投票を行う事はできない。

(立会人)

第15条 投票及び開票に際しては2名の立会人を置く。立会人は管理委員会において指名する。立会人は投票及び開票に立会い投票の有効、無効の判定について管理委員会に意見を述べる事が出来る。

第7章 選挙人名簿

(名簿)

第16条 理事長選挙人名簿は毎年6月30日正午管理委員会において確定する。

(名簿の閲覧)

第17条 本会議所は選挙人名簿を事務局に置き随時関係者の閲覧に供する。

第8章 理事長当選人の決定

(決選投票)

第18条 理事長選挙において当選人が有効投票の過半数を得ない時は次点者と決選投票を行う。

(当選決定)

第19条 第9条に定められたる期間中に理事長の立候補者に届出が1名の場合及び11条に定められた理事会推薦候補者についての当選決定は8月臨時総会上出席正会員の過半数の承認を以ってこれを決する。

(当選の告示)

第20条 理事長当選人が確定した時は管理委員長は直ちにその旨並びに当選人氏名を告示しかつ総会に報告しなければならない。慣例として選挙の行われた当該総会の席上で役員選任管理委員長が口頭で報告する。

第9章 理事長当選人の無効

(当選の無効)

第21条 理事長当選人及びその推薦人がその選挙に関して本規程又は管理委員会が別に定めた規定に反したときは総会の議を経てその当選を無効とし次点者が当選人とする。

第2節 理事及び監事選任規程

(選任の時期)

第22条 役員を選任については原則として毎年8月臨時総会の場に於いて行うものとする。

(選挙権)

第23条 本規程第7条に定める所による。

(選任理事選出・決定の方法)

第24条

- (1) 総会はあらかじめ理事会で定められた理事定数の内3名を無記名該定数連記に依り選出する。以下これを選任理事候補者という。
- (2) 選出は立候補制を採用しない。
- (3) 最下位当選者及び次点者が同数の場合は抽選により決定する。
- (4) 選任理事候補者がその職務を執行できなくなった場合は、次点者を繰り上げ当選とし、総会の席上指名し、承認を受けるものとする。
- (5) 2年以上連続して選任理事として選出され、理事となった者は選任理事候補者になることはできない。
- (6) 選任理事候補者を選出の後、すみやかに臨時総会を開催して承認を得る。

(立会人)

第25条 本規程第15条に定める所による。

(監事の決定)

第26条 役員選任管理委員長が8月臨時総会の席上指名し、承認を受けるものとする。

(指名理事の決定)

第27条 次年度理事長予定者は総会后すみやかに適切なる人選をし、定款に定める役員(理事)定足数に至る理事を指名し総会に発表し承認されなければならない。この理事を以下指名理事と称する。指名理事の氏名は定例理事会に発表し、その承認を得て、すみやかに臨時総会を開催して承認を得る。

(理事の決定)

第28条 理事の決定に際しては、当該年度理事の4分の3以上を選出することができない。

(次年度室長及び委員長の決定)

第29条 承認を受けた後、次年度理事長予定者は本規程第24条及び第27条により選任及び

指名された理事の中から室長及び委員長を指名し理事会にて承認を受ける。

(改 廃)

第30条 この規程の改廃は総会の決議において行われるものとする。

附 則

1. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 平成25年5月8日改正